

社会福祉法人稚内木馬館職員倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人稚内木馬館（以下「法人」という。）の職員の倫理に関し必要な事項を定め、利用者等の疑惑又は不信を招く行為の防止を図り、もって法人に対する信頼の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 法人の業務に従事するすべての者をいう。
- (2) 利用者等 次に掲げる者をいう。
 - ア 事業所の利用者
 - イ 利用者の保護者及び家族並びにその関係者
- (3) 利害関係者 利用者等及び事業者等をいう。
- (4) 事業者等 次に掲げる者をいう。
 - ア 他の法人
 - イ 団体
 - ウ 事業を営む個人

(差別の禁止)

第3条 職員は、利用者の人としての尊厳を大切にし、利用者に対して次に掲げる差別を行ってはならない。

- (1) 年齢にふさわしくない対応をすること。
- (2) 障害の程度、状態、能力、性別、年齢等による差別をすること。
- (3) 障害の呼称又は状態を表す用語の差別的使用をすること。
- (4) 偏見又は先入観による対応をすること。
- (5) 利用者の言葉、動作等の真似及び行為の嘲笑並びに興味本位での対応をすること。

(主体性及び個性の尊重)

第4条 職員は、利用者の主体性及び個性を尊重し、次に掲げる支援又は介護（以下「支援等」という。）に努めなければならない。

- (1) 利用契約の締結又は解除に当たって利用者等に十分な説明を実施すること。

- (2) 個別援助又は支援計画に当たって利用者等に十分な説明を実施すること。
- (3) 事業所の運営、サービス内容等に対し、意見、要望等を聞く機会を設定すること。
- (4) 行事又は活動計画に参加しやすい体制を考慮すること。
- (5) 個人的好み及び嗜好を尊重すること。
- (6) 意思決定できる機会を増やすこと。

(プライバシーの保障)

第5条 職員は、利用者のプライバシーを守り、侵害しないため、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 職上知り得た利用者の個人情報を漏洩すること。
- (2) 利用者等の了解を得ないで所持品を確認すること。
- (3) 利用者等の了解を得ないで写真、名前、作品等を掲示及び展示による公開すること。
- (4) 利用者等の了解を得ないで主治医から情報を収集すること。
- (5) 利用者等の了解を得ないで他の機関へ情報を提供すること。

(人権の尊重及び対等な立場での支援等)

第6条 職員は、利用者の人権を尊重し、常に対等な立場で接するとともに次に掲げる対応に努めなければならない。

- (1) 年齢にふさわしい敬称を使用すること。
- (2) あらゆるセクシュアルハラスメントに該当する行為をしないこと。
- (3) 理解しやすい言葉及び表現を使用すること。
- (4) 嫌がることの強要をしないこと。

(体罰、虐待等の禁止)

第7条 職員は、利用者に対して次に掲げる体罰、虐待等を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る、つねる、故意に怪我をさせる等の行為
- (2) 身体的拘束、長時間の正座、直立等の肉体的な苦痛を与える行為
- (3) 食事を抜く等の人間の基本的な欲求にかかわる罰を与える行為
- (4) 威圧的な態度で対応する行為

(社会参加の促進)

第8条 職員は、利用者の社会参加の機会を広げるとともに、地域の理解が得られるように次に掲げる対応に努めなければならない。

- (1) 地域の行事へ積極的に参加すること。
- (2) 地域ボランティアを積極的に受け入れること。
- (3) 外出活動を積極的に導入すること。

(専門性の向上及び倫理の確立)

第9条 職員は、利用者への的確な支援等を行うため、次に掲げる専門性の向上及び倫理の確立に努めなければならない。

- (1) 支援等は、職員の統一見解によって実施すること。
- (2) 積極的に研修へ参加すること。
- (3) 自己点検及び相互点検を実施すること。

(利害関係者との間における禁止行為)

第10条 職員は、利害関係者との間において次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。
- (2) 利害関係者から無償で物品又は不動産の貸付を受けること。
- (3) 利害関係者から無償で労務の提供を受けること。
- (4) 利害関係者から社会常識を超える接待を受けること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利害関係者から経済的利益を受けること。

(禁止行為の例外)

第11条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等を勘案し、社会通念上公正な職務の執行に対する疑惑又は不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条の規定にかかわらず、同条各号に掲げる行為を行うことができる。

(倫理監督者の設置)

第12条 この規程の遵守及び服務規律の徹底を図るため、倫理監督者を置く。

2 倫理監督者は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 法人本部事務局 課長
- (2) 事業所 各事業所の管理者

3 倫理監督者は、常に率先して服務規律の確保を図るとともに、管理監督の責任を十分に自覚し、所属職員に対する指導監督を怠ってはならない。

4 倫理監督者は、この規程の遵守について職員会議等の場を通じて、職員相互の注

意の喚起を促すとともに所属職員に対して助言及び指導をし、相談に応じなければならない。

(倫理監督者への相談)

第13条 職員は、次に掲げる事項に該当するときは、所属の倫理監督者に相談するものとする。

(1) 自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができないとき。

(2) 利害関係者との間で行う行為が第10条各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができないとき。

2 倫理監督者は、前項の相談を受けて判断できないときは、理事長にその判断を求めなければならない。

(違反行為に対する制裁)

第14条 理事長は、職員がこの規程に違反する行為を行ったときは、その違反の程度に応じて就業規則に定める制裁を行うものとする。

附 則

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。